

第1部 総説

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを前提にした環境への取組では、その効果には限界がある。限られた環境容量の中で持続可能な社会を構築していくことが必要であり、今日の社会経済システムそのものの見直しを図ることが求められている。

第1章 国際社会と日本社会と本県の動き

【 1 国際社会の動き 】

国際社会において、環境問題を原因として発生する人口の移動や、酸性雨、国際河川の汚染等、国境を越える問題が生じている。代表的な地球環境問題として、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、野生動植物の種の減少、砂漠化、開発途上国の公害問題があり、その要因として、先進国における化石燃料や資源の多量消費による環境負荷の増大、科学技術利用による化学物質の環境への影響、また、途上国では過放牧、過伐採、急速な工業化に伴う環境悪化などが挙げられる。この中でも、地球温暖化は、現代の産業化社会における多量の石炭や石油などの消費による、二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などの温室効果ガスの排出量の大量の増加により促進されてきた。現在の大気は、産業革命前と比べ2割以上多くの二酸化炭素を含むようになっている。このような傾向が今後とも進んでいき、二酸化炭素以外の温室効果ガスも現在の勢いで増えていくとすると、21世紀末までには、地表の平均気温は3℃も上昇し、また、海面水位は65cm(最大1m)も上昇すると予測されている。

地球環境問題は、一国、一地域の問題ではなく、全地球的な規模での解決が求められており、1992年にブラジルのリオ・デジャネイロで開かれた地球サミットでは、国際社会は、持続可能な開発を可能にするための比類なき地球規模の行動計画、「アジェンダ21」を採択した。

この地球サミットから10年を迎えた2002年(平成14年)8月26日には、ヨハネスブルグ(南アフリカ共和国)で、「持続可能な開発に関する世界首脳会議」が開催され、世界各国の首脳が一堂に会し、世界全体で持続可能な開発の実現に向け、開発途上国の環境問題や貧困の問題に取り組むため、また低開発諸国が先進国と同様の発展経路をたどらないため

の議論が行われた。

今、この機会を捉え、持続可能な社会の構築に向け、どのような選択を行い、どのような第一歩を踏み出す必要があるのかを考え、将来のために環境の視点から社会の構造改革を進めていくことが求められている。

【 2 日本社会の動き 】

日本社会においては、内閣総理大臣主催の「21世紀『環の国』づくり会議」を設置し、「持続可能な簡素で質を重視する」社会への転換を図っており、地球と共生する『環の国』日本の実現するための方策を検討している。

この中において、現在の社会経済の構造、私たちの生活のあり方と価値観を環境の視点から変革し、従来型の社会経済システムを、経済活動で使用される資源はできるだけ少なく、かつ循環的に使用し、経済発展の内実を量的拡大から質的向上に移していくべきであるとしている。

現在の社会経済システムでは、今後の経済の発展や人口の増大によって、さまざまな環境負荷が増大することにより、環境上の制約に突き当たることが容易に考えられる。

日本は、公害経験、2度にわたる石油危機等を通じ、エネルギー生産性、資源生産性を急速に高め、環境効率性の向上に努めてきた。しかし、将来の環境上の制約を回避するためには、環境への影響が発生する前に十分な対応を図る必要があり、今日のような不況期においても新たな環境対策に着手することが必要不可欠である。

市民、事業者、行政等のあらゆる主体が環境負荷低減に取り組むことで、技術革新、雇用創出、その波及的効果を通じ、経済にとってプラスの効果をあたえるだけでなく、将来の環境損害を未然に回避できることから、経済にプラスの効果を与えることが可能となる。

環境負荷の総量を一定の範囲にとどめるた

めには、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の考え方に基づく社会経済システムそのものを根本的に見直すことが必要であり、経済の成熟化を伴いながら、資源とエネルギーの大量消費に依存しない新しい段階の社会への移行が必要とされている。

【 3 本県の動き 】

本県では、このような流れの中、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動という生活スタイルや経済社会システムの在り

方を見直し、環境への負荷を少なくする「循環型社会への転換」を図るとともに、森林、農地、水辺地などの持つ多様な機能の保全と「自然との共生」を図るため、従来の規制・保護といった手法から総合的な環境の保全・創造への転換を行い、県民、事業者、行政が一体となって、「人と社会と自然との共生」をテーマとした環境立県づくりを目指している。

第2章 本県の取組み

第1節 基本的な枠組み

本県における環境に関する基本条例、計画等を紹介する。

【 1 「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」及び「鳥取県環境基本計画」 】

現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするために、地方公共団体・事業者・県民が一体となって取り組んでいくための新たな枠組みとして、平成8年10月に「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定、平成11年3月には条例に基づき「鳥取県環境基本計画」を策定した。この計画では、『循環を基調とし、恵み豊かな自然と共生できる快適な社会の構築』を目指し、環境の保全と創造に関する施策の基本的方向、目標等を明らかにし、今後、県が重点的に取り組んでいく必要のあるものを重点プロジェクトとしてとりまとめている。

【 2 鳥取県環境影響評価条例 】

事業に伴う環境への負荷をできるだけ少なくするためには、事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ予測、評価して、よりよい事業計画を作り上げることが必要である。

本県では、平成11年6月に「環境影響評価法」が施行され、新たな手続き等が導入されたことに伴い、「鳥取県環境影響評価条例」（平成11年6月施行）を制定した。現在、本県で行われる大規模な開発事業について、環境に与

える環境を予測・評価し、適切な環境配慮を行うため、これらの制度の適正な運用を図っている。

【 3 鳥取県地球温暖化防止推進計画 】

鳥取県では、平成11年3月に、温室効果ガスの総排出量の削減目標並びに県民、事業者及び行政の具体的な行動等を示した「鳥取県地球温暖化防止推進計画」を策定した。さらに、民間企業や県内市町村、一般県民が地球温暖化防止に取り組んでいくきっかけを誘発するような行動計画（アクションプログラム）を作成し、各主体の自主的、かつ積極的な取組みを推進している。

第2節 近年の取組み

「循環を基調とし、恵み豊かな自然と共生できる快適な社会の構築」を目指すため、環境立県を目指す鳥取県において、平成13年度に制定、策定された条例、計画等の代表的取組みを紹介する。

【鳥取県廃棄物処理計画～循環型社会の構築を目指したアクションプログラム～】

廃棄物を取り巻く諸情勢の変化をふまえて、「廃棄物の発生抑制」、「リサイクルの推進」、「廃棄物の適正処理」等の観点から、鳥取県に

おける循環型社会の構築を目指した「鳥取県廃棄物処理計画」を平成13年7月に策定した。

計画の策定の視点（3つの柱）

次の3つの視点を本県における循環型社会構築の柱として、県民、事業者、行政が各々の役割分担のもとに協力しながら取り組んでい

くことを基本とし、計画をより実効あるものとするため、計画の3つの柱について具体的な目標を設定した。

◎視点

発生抑制	廃棄物をできるだけ出さない
リサイクルの推進	廃棄物は、可能な限りリサイクル
適正処理	処分しなければならない廃棄物は環境に十分配慮して処分

◎目標

目標項目		現状（H10）	H17	H22
発生抑制 （千トン/年）	一般廃棄物	222	211	201
	産業廃棄物	1,835	1,919	1,943
リサイクル率 （%）	一般廃棄物	13.5	20	24
	産業廃棄物	29	40	47
最終処分量 （千トン/年）	一般廃棄物	35	24	17
	産業廃棄物	60	42	30

行政方針

県民、事業者、行政が各々の立場で「4つのR」(※)に取組み、循環型社会への転換を目指す。

◎県民「ゴミを出さない

ライフスタイルの実践」

- 循環型のライフスタイルへの転換
- 環境に配慮した製品の購入及び長期使用
- ゴミの分別の徹底
- リサイクル推進のための
取組みへの参加・協力等

◎事業者「循環型社会推進を

考慮した事業活動の実践」

- 再生原料の使用、
環境にやさしい製品づくり
- 資源回収及び再生品などの販路の拡大
- グリーン購入、グリーン調達
- 製品の長期使用、廃棄物の適正処理 等

◎行政「率先行動計画の実践及び

県民・事業者への啓発と支援」

- グリーン購入、リサイクルの推進、
廃棄物に関する環境教育の推進

【市町村】

- ・ゴミ処理の広域化の推進
- ・分別収集計画の充実

【県】

- ・リサイクルなどの普及啓発及び
情報提供、県民、事業者等
への支援
- ・不法投棄など不適正処理に対する
監視・規制の強化 等

※「4つのR」

- リフューズ (Refuse : 元を断つ)
- リデュース (Reduce : 減らす)
- リユース (Reuse : 再使用する)
- リサイクル (Recycle : 再生利用する)

【 環境産業の育成支援 】

循環型社会の推進に向けた事業者の取組みに対し支援を行うため、鳥取県リサイクル技

術共同研究助成事業、鳥取県環境産業育成支援資金融資制度を創設した。

鳥取県リサイクル技術共同研究助成事業

1 概要

鳥取県におけるリサイクル技術の高度化を図るため、鳥取県内に所在する企業等が、県内外の大学等又は他企業等と共同して行う研究開発を助成する。

2 研究開発の内容

(1) 対象となる技術

実用化できるレベルまで発展させる研究開発に係る次のいずれかの技術

- ①サイクル率を大幅に向上することになる技術
- ②リサイクル製品の付加価値を高める技術
- ③新たなリサイクル製品の開発
につながる技術

(2) 研究期間 最長 2 年間

(3) 助成額の規模

1 件当たり最長 2 年間で、
総額 5, 000 千円を上限
(各年：2, 500 千円以内)

(4) 採択件数 (下表)

年 度	採択件数 (件)	総支援額 (千円)
平成 13 年度	3	4, 000
平成 14 年度 (継続分)	2	5, 000
平成 14 年度 (新規分)	5	12, 500

鳥取県環境産業育成支援資金融資制度

1 概要

廃棄物処理業者等が行う県の循環型社会の構築に向けた施策の推進に資する施設・設備の整備に要する経費を借入資金の優遇制度により支援する。

2 融資対象事業等

(1) 融資対象事業者

県内に事業所を有し、1 年以上継続して事業を行っている中小企業者等

(2) 融資対象事業

廃棄物リサイクルを行うための施設・設備の整備事業で、次の要件の全てを満たすもの。

① 県内廃棄物のリサイクル率向上に寄与すると客観的に認められる事業 (自社の生産工程で発生する廃棄物のリサイクルを自ら行う施設・設備を除く。)

② 次のいずれかに該当する事業であること。

ア 鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱 (平成 4 年 4 月策定) に基づく事前協議を完了した施設・設備の設置

イ 他人においていったん不用となったものを有償で購入し、その再資源化を行う施設・設備の設置

(3) 融資条件等

ア 限度額

事業に要する経費で 1 億円まで
(特認 10 億円)

イ 利率

貸付 10 年以下 年 1. 89%
(保証付 1. 60%)
貸付 10 年超 年 2. 10%
(保証付 1. 80%)

ウ 期間

12 年以内 (うち据置 2 年以内)
(※特認 15 年以内 (うち据置 3 年以内))

エ 信用保証率 年 0. 6%

(4) 取り扱い金融機関

県内に店舗を有する銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、信用農業組合連合会、信用漁業協同組合連合会、鳥取いなば農業協同組合、鳥取中央農業協同組合及び鳥取西部農業協同組合

【鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例】

廃自動車、廃タイヤの野積みは、その廃自動車等の持ち主が「有価物だ」と主張すれば、廃棄物処理法が適用できないなどの理由で、その対策が困難であった。有価物であれ、乱雑な廃自動車等の野積みは、不法投棄の誘発、景観の阻害、崩落の危険、害虫の発生源などその生活環境への悪影響は、廃棄物によるものと大差なく、美しく快適で安全な生活環境を保全するための施策を講じる必要があった。そこで、鳥取県では、平成13年7月6日に鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例を制定した。

条例制定後、全国からの問い合わせが相次ぐなど、反響は大きく、自動車リサイクル制度の動向と相まって廃自動車問題への関心が一気に高まった。

条例のポイント

○特定保管の届出義務付け

・特定保管（廃自動車にあっては20台、廃タイヤにあっては100本を越える野外保管）を行おうとする者に知事への届出を義務付け。

届出内容

- ・保管場所

- ・保管数量（今後増加が確実に見込める場合は、その予定数量及び時期）
- ・保管期間
- ・保管方法（敷地面積、高さ、囲いの有無、底面の状況）
- ・廃棄物と有価物の別（有価物の場合、利用目的）

○保管基準の制定（有価物である廃自動車を保管する場合の基準）

・生活環境の保全上支障のないように、囲い、掲示板の設置、廃自動車等の破片等の飛散防止等、害虫発生防止対策、保管数量・期間の厳守。

○特定保管についての指導等の行政措置（保管基準に適合しない保管者への指導等）

・必要な場合、指導、勧告、命令することができる。

○罰則（届出義務、命令違反に対する罰則）

・命令に違反したものは、20万円以下の罰金に処されることがある。

・届出義務に違反したものは、10万円以下の罰金に処されることがある。

